

## 【ドイツ】社会的補償法を規律する法律—社会法典第 14 編の制定—

前専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子  
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

\* 2019 年末、戦争犠牲者を援護する連邦援護法や犯罪被害者の補償法等を統合し、様々な被害者の公的補償制度を規定する社会法典第 14 編（社会的補償）を制定する法律が公布された。

### 1 社会的補償法を規律する法律の制定とその背景

2019 年 12 月 19 日に公布された「社会的補償法を規律する法律」<sup>1</sup>は、2016 年 12 月 19 日にベルリン中心部ブライツシャイト広場で起きたテロ攻撃<sup>2</sup>をきっかけとし、戦争犠牲者とその家族・遺族の援護のために制定された連邦援護法<sup>3</sup>等に基づく社会的補償法を拡充して、様々な事由により傷害を受けた被害者を幅広く救済する公的制度を整備することを目的として制定された。一部を除き、2024 年 1 月 1 日から施行される。社会的補償法の改革は、2017 年 12 月 13 日のドイツ連邦議会の全会一致の決議<sup>4</sup>、ブライツシャイト広場テロ攻撃の調査のための連邦議会委員会最終報告<sup>5</sup>等によって求められていた。同法は、社会的補償へのアクセスを簡便化し、将来的な受給者減少が確実な連邦援護法に代わり、戦争犠牲者補償制度の運営を安定させる。

同法は、公布時は全 60 か条から成る条項法<sup>6</sup>で、第 1 条で物理的・心理的暴力、テロ、児童虐待、予防接種等による被害者への公的補償について定める社会法典第 14 編（社会的補償）<sup>7</sup>を制定し、連邦援護法の改正（第 2 条）、犯罪被害者補償法<sup>8</sup>の改正（第 3 条）等、多数の関連法の改正を規定し、社会法典第 14 編に統合される連邦援護法や犠牲者補償法等の 16 の法令の廃止（第 58 条）、2023 年から 2026 年までの社会的補償の年間収支推移の調査（第 59 条）、社会法典第 14 編の 2024 年 1 月 1 日の施行等（第 60 条）を規定する。

2022 年 3 月現在で、施行前の第 6 条（軍人援護法<sup>9</sup>の改正）、第 22 条（高齢者短時間労働法<sup>10</sup>の改正）及び第 45 条（連邦援助規則の改正）は廃止され、全 57 か条となっている。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022 年 3 月 31 日である。

<sup>1</sup> Gesetz zur Regelung des Sozialen Entschädigungsrechts vom 12. Dezember 2019 (BGBl. I S. 2652)

<sup>2</sup> ブライツシャイト広場 (Breitscheidplatz) のクリスマス・マーケットに、イスラム教徒が運転するトラックが突進し、12 人が死亡し、70 人近くが負傷した。„Breitscheidplatz.“ Berlin website <<https://www.berlin.de/sehenswuerdigkeiten/3561799-3558930-breitscheidplatz.html>>

<sup>3</sup> 戦争犠牲者の援護に関する法律 (連邦援護法) Gesetz über die Versorgung der Opfer des Kriegs (Bundesversorgungsgesetz -BVG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 22. Januar 1982 (BGBl. I S. 21) <<https://www.gesetze-im-internet.de/bvg/>>

<sup>4</sup> Deutscher Bundestag, Drucksache, 19/234 (Antrag der Fraktionen CDU/CSU, SPD, FDP und BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN: Opferentschädigung verbessern), 11.12.2017. <<https://dip21.bundestag.de/dip21/btd/19/002/1900234.pdf>>

<sup>5</sup> Deutscher Bundestag, Drucksache, 19/30800 (Beschlussempfehlung und Bericht des 1. Untersuchungsausschusses der 19. Wahlperiode gemäß Artikel 44 des Grundgesetzes) 21.06.2021. <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/308/1930800.pdf>>

<sup>6</sup> 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

<sup>7</sup> 社会法典第 14 編 Sozialgesetzbuch Vierzehntes Buch - Soziale Entschädigung - (SGB XIV) vom 12. Dezember 2019 (BGBl. I S. 2652) <[https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_14/](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_14/)>

<sup>8</sup> 暴力行為の犠牲者に対する補償に関する法律 (犯罪被害者補償法) Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Gewalttaten (Opferentschädigungsgesetz - OEG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 7. Januar 1985 (BGBl. I S. 1)

<sup>9</sup> Gesetz über die Versorgung für die früheren Soldaten der Bundeswehr und ihre Hinterbliebenen (Soldatenversorgungsgesetz -SVG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 16. September 2009 (BGBl. I S. 3054). 同法は、2024 年 12 月 31 日に廃止される旨、Gesetz über die Entschädigung der Soldatinnen und Soldaten und zur Neuordnung des Soldatenversorgungsrechts vom 20. August 2021 (BGBl. I S. 3932) (全 92 か条の条項法) 第 90 条により規定された。同法第 1 条により、軍人補償法 (Gesetz über die Entschädigung der Soldatinnen und Soldaten (Soldatenentschädigungsgesetz - SEG) vom 20. August 2021 (BGBl. I S. 3932). 全 15 章 87 か条) が制定され、2025 年 1 月 1 日から施行される。

<sup>10</sup> Altersteilzeitgesetz vom 23. Juli 1996 (BGBl. I S. 1078) <[https://www.gesetze-im-internet.de/altztg\\_1996/](https://www.gesetze-im-internet.de/altztg_1996/)>

## 2 社会法典第 14 編（社会的補償）

### (1) 構成と施行日

社会法典第 14 編（社会的補償）は、全 23 章 158 か条から成る。第 1 章：総則、第 2 章：社会的補償給付の請求権、第 3 章：給付の原則、第 4 章：迅速な援助、第 5 章：社会的補償における治療、第 6 章：参加への給付、第 7 章：要介護時の給付、第 8 章：重度視覚障害、失明及び盲ろうの場合の給付、第 9 章：補償支払、第 10 章：労働災害補償、第 11 章：個別事案の特別給付、第 12 章：移送及び葬儀、第 13 章：苛酷な状況の規定、第 14 章：海外に住所又は常居所がある際の規定、第 15 章：個別補償要件に関する給付提供の特徴、第 16 章：収入及び財産の算定、第 17 章：調整、第 18 章：組織、実施及び手続、第 19 章：連邦社会的補償機関、第 20 章：統計及び報告、第 21 章：費用負担、第 22 章：経過規定、第 23 章：既得事案に関する規定。

公布翌日の 2019 年 12 月 20 日に法規命令の授権を規定する条（第 38 条、第 40 条、第 91 条、第 109 条、第 113 条第 6 項）が施行され、2021 年 1 月 1 日に受給権者を規定する第 2 条等が施行され、その他は 2024 年 1 月 1 日から施行される。

### (2) 概要

補償給付の対象は、暴力行為による傷害、第 1 次・第 2 次世界大戦に関連する傷害（不発弾等を含む。）、非軍事勤務時の傷害、感染症予防法に基づく予防接種等による健康被害と規定される。暴力の概念が拡張され、特に深刻な脅迫、ストーカー行為、人身売買のような心理的暴力の形態も含まれるようになる。

給付に関しては、迅速な援助（ケースマネジメント及びトラウマ外来）、治療給付、参加給付、要介護時の給付、失明時の給付、補償支払額、労働災害補償、個別事案の特別給付、移送及び葬儀、過酷な状況での給付、外国居住時又は滞在時の給付が規定される。迅速な援助は、簡略な手続で利用できるようにし、敷居の低いサービスとする。

治療給付は、社会法典第 5 編（法定医療保険）で規定される種類及び範囲まで拡充される。さらに傷害に関連して必要な場合には、追加給付が提供される。精神療法の分野における追加給付が設けられたことは、非常に重要である。勤労生活・教育・社会生活・医療リハビリへ参加するための参加給付については、参加概念が強化され、原則として所得や資産にかかわらず提供される。介護が必要な際の社会的補償給付は、社会法典第 11 編（公的介護保険）の種類及び範囲まで拡充される。傷害に関連して必要な場合には、必要かつ妥当な費用が給付される。

補償支払は、所得として算定されず、大幅に増額される。被害者及び遺族への支払は、毎月行われる。被害者又はその寡婦・寡夫は、一時金による支払を選択することができる。傷害に関連する収入減は、補償される。国外での暴力による被害者への一時金は、大幅に増額される。

連邦社会保障庁（Bundesamt für Soziale Sicherung）が、「連邦社会的補償機関（Bundesstelle für Soziale Entschädigung）」の名称で、連邦の業務（全国で統一的に法が適用されるよう、研修・訓練において州を支援する等）を担い、この業務において連邦労働・社会省の監督に服する。

現金給付の財源は連邦が 40%、州が 60%を負担し、現物給付の財源は、州が全額負担する。

主要部分が施行される 2024 年を待たずに、遺児年金及び葬儀費は増額され、移送給付は改善され、暴力行為の犠牲者は全て、国籍や在留資格に関係なく平等に扱われることとなった。